(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

H 11.45-1								
				資料番号	6		担当課	農産園芸課
法令名	農産物検査法	根拠条項	18 ई	条	許認可等 の内容	登録検査機関の登録の更新		
第 18 条 登録検査機関の登録は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、 その期間の経過によって、その効力を失う。								
2 前項の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。								
3 前条第1項から第6項までの規定は、第1項の更新について準用する。								
	林水産大臣は、第1項の規定 旨を公示しなければならない		录検る	査機関の登録	禄が効力を	失	ったときに	は、遅滞なく、